

昨年一月一六日に施行された衆議院議員総選挙において、連立政権を組むとみられていた自由民主党と公明党が合わせて、衆議院議員総数の三分の二を超える議席を獲得した。このことについては、小選挙区制によるブレの大きさや得票数と議席数のアンバランスなどに問題があるとの指摘がなされているが、より問題なのは、選挙自体の適法性・正当性であり、前回の総選挙（平成二年八月三〇日施行）について、最高裁大法廷同二三年三月二三日判決が、次のように述べて、一人別枠方式に係る選挙（小選挙区の選挙）は、憲法違反の状態にあったとしたことの意味であろう。

「本件選挙時において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、同基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされな

新・弁護士月記 ①



選挙の違憲

橋本 勇

つたとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法一四一条一項等の憲法の規定に違反するものということはできない。」

今回の選挙は、前回の選挙から三年余り、この大法廷判決から一年九ヶ月近く経過してなされたものであることから、「憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかった」と

して、現行の小選挙区による選挙が憲法違反、無効とされるのではないかと心配と期待が交錯しているようだ。そして、報道によると、今回の選挙についても、投票日から間もなく、各地の高級に憲法違反を理由とする選挙無効訴訟が提起されているという。ところで、選挙無効訴訟は、法律が定めた場合に限り提起することができる民衆訴訟であり（行政事件訴訟法五条、四二条）、公職選挙法二〇

四条は、衆議院議員の選挙において、その選挙の効力に関し異議がある選挙人は、小選挙区選出議員にあっては当該都道府県の選挙管理委員

会を被告として、訴訟を提起することができる」と定めている。そして、同法二〇五条一項は、訴訟が提起された場合は、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、裁判所は、その選挙の無効を判決しなければならないとしている。そこで、前記の大法廷判決の原審である札幌高裁平成二二年四月二七日の判決をみると、

そこで請求されているのは「平成二一年八月三〇日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の北海道第一区における選挙を無効とする」という判決をすることであるから、この請求が是認されるということは北海道第一区における選挙が無効となり、そこで当選人とされた者が衆議院議員としての資格を失うということである。

しかし、そうすると、一票が軽すぎるとされた選挙区から選出された議員が〇（ゼロ）となり、当該選挙区からの当選人が少なすぎるといふ原告の主張の趣旨とは相反することになる。また、当選人とされた議員の資格に影響がないということになれば、それは選挙の結果に異動を及ぼさないということであり、選挙の無効を判決することができないということになる。一考を要する。

（弁護士